

瑞穂監第36号  
令和8年3月25日

瑞穂市長  
森 和之 様

瑞穂市議会議長  
今 木 啓一郎 様

瑞穂市監査委員 浅 村 孝 司

瑞穂市監査委員 森 清 一

#### 定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「都市開発課」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。



## 定期監査結果報告書

### 第1 監査の実施

#### 1 準拠基準

瑞穂市監査基準（令和6年瑞穂市監査委員告示第7号）

#### 2 監査の種類

定期監査

#### 3 監査の対象

「都市開発課」における令和7年4月1日から同年9月末日までの財務に関する事務の執行と重点項目として「負担金、補助及び交付金」について監査を行った。なお、監査の実施において必要と認められた場合は、令和5年度及び令和6年度についても対象とした。

#### 4 監査の着眼点

市における事務事業を対象として、合規性、正確性、経済性、有効性、効率性の観点を主眼とし、監査対象に係るリスクを考慮して監査を実施した。

#### 5 監査の主な実施内容

監査の対象となった財務に関する事務の執行について、監査対象課から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、証拠突合その他通常実施すべき監査手続を実施した。

また、令和8年1月に都市開発課の執務室において実査を行った。

#### 6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 瑞穂市役所
- (2) 実施日程 令和8年1月30日

#### 7 都市開発課の概要

都市開発課は、課長以下職員8名と会計年度任用職員1名で次の事務を行っている。

- (1) 都市計画に関すること。
- (2) 土地区画整理事業に関すること。
- (3) 土地開発に関すること。
- (4) 建築基準法及び開発許可に関すること。
- (5) 道路、水路、河川及び都市公園の計画及び建設に関すること。
- (6) 国土利用計画法に関すること。
- (7) 公有地の拡大の推進に関する法律に関すること。
- (8) 瑞穂市土地開発公社に関すること。
- (9) 公共用地取得事務に関すること。

- (10) 嘱託登記に関すること。
- (11) 耐震化促進事業に関すること。
- (12) 空家等に関すること。

## 第2 監査の結果と意見

都市開発課における財務及び事務の執行状況については、次のとおりで、おおむね適正に執行されているものと認められた。

令和7年9月末現在

	予算現額 (円)	収入・執行済額 (円)	比率 (%)
歳入	547,303,000	35,486,000	6.5
歳出	1,009,878,000	362,548,680	35.9

番号	内容	監査の結果	監査の意見
1	教示文について	都市開発課における補助金交付事業において、交付決定額の決定についての通知に不服審査に関する教示が行われていなかった。	補助金の交付決定が行政処分であるかには、一定の考慮の余地があるため、教示をしないことは理解する。ただし、交付決定の取り消しなどの際には、補助金申請者の不利益にならないよう事務を執行していただきたい。
2	補助金交付要綱について	瑞穂市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第5条第1項第5号イ(ア)において、補助金の上限額は100円単位で規定しているのに対し、ただし書で1,000円未満の端数調整することとなっていた。	瑞穂市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第5条第1項第5号イ(ア)では補助金の額について「事業に要する費用に0.23を乗じて得た額以内の額とし、1戸当たり97万8,600円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。」と規定している。上限額を定めたうえで、ただし書により端数計算をすることとなっている。上限額を100円単位で規定していることを鑑みると、ただし書の端数調整が1,000円未満の額に対してであることは疑問が生じる。他自治体も参考に確認いただき、適切に対応していただきたい。
3	備品管理について	今回の定期監査で都市開発課の備品を確認したところ、廃棄漏れの備品が複数確認された。	廃棄漏れとなっている備品については速やかに廃棄手続きを行うとともに、その他廃棄漏れとなっていないか全体の備品を確認すべきである。

以上